

主な税証明について（令和8年度）

証明種類		内 容
所得（課税・非課税）証明		令和8年1月1日時点で、久留米市に住民登録がある方に対し、令和7年1月から令和7年12月までの1年間の所得、及びそれに基づいて課税された令和8年度の市県民税額等を証明しています。
納税証明	市県民税	各税目における令和8年度分の年税額と、それに対する納付済額を証明しています。 発行開始は、納税通知書を発送した日です。
	固定資産税	
	軽自動車税	
	車検用	継続審査用の納税証明です。 現在所有されている方が、令和8年度まで完納していないと、発行できません。 この証明の有効期限は、翌年度納期限の前日（今回は、令和9年5月30日）までです。
法人市民税		各法人の事業年度ごとの課税（申告）額と、それに対する納付済額を証明したものです。
滞納なし証明		発行日時点で、納期限を過ぎている市税や延滞金に滞納がない旨の証明です。
評価証明		令和8年1月1日時点での土地・家屋の評価額（固定資産価格）を証明しています。 発行開始は、縦覧開始（毎年4月1日）と同日です。この日が土曜日または日曜日である場合は翌開庁日からです。
公課証明		令和8年1月1日時点での土地・家屋の課税額（税相当額）と評価額（固定資産価格）を証明しています。 発行開始は、縦覧開始（毎年4月1日）と同日です。この日が土曜日または日曜日である場合は翌開庁日からです。
無資産証明		令和8年1月1日時点で、固定資産の課税台帳に記載がない（所有がない）旨の証明です。 発行開始は、縦覧開始（毎年4月1日）と同日です。この日が土曜日または日曜日である場合は翌開庁日からです。

上記の証明については、市役所本庁地下1階税収納推進課、各総合支所市民福祉課又は、各市民センターの窓口で取得できます。なお、所得（課税・非課税）証明については、久留米市民かつマイナンバーカードを所有している方であれば、コンビニ等に配備されたマルチコピー機で、本人の証明書を取得することができます。

【注意】税証明の申請時には、以下の事項にご留意ください。

〔所得（課税・非課税）証明〕

令和9年5月末日発行までは、令和7年中の所得（令和8年度課税）分が最新です。

〔評価証明、公課証明、無資産証明〕

令和9年3月末日発行までは、令和8年度分（令和8年1月1日時点の内容）が最新です。

〔納税証明（市県民税、固定資産税、軽自動車税）〕

令和9年度の納税通知書発送前日までは、令和8年度分が最新です。